

(別記)

山口県学校警察間相互連絡制度「やまぐち児童生徒サポートライン」
における連絡基準

(1) 学校と警察署の相互の連絡対象事案

ア 不審者や校地内侵入者等に係る事案

イ スマートフォン等の機能やインターネットを利用した事案で、特に早期対応が必要と認められる事案

(ア) スマートフォン等の機能やインターネットを利用した事案で、児童生徒が犯罪の被疑者又は被害者となった、あるいはなるおそれがある事案

(イ) スマートフォン等の機能やインターネットを利用した事案で、児童生徒が犯罪の被疑者又は被害者ではないが、「いじめ」などの対象となっている事案

ウ その他特に学校と警察が連携した早期対応が必要と認められる事案

(ア) 児童虐待や自殺予告など、児童生徒の被害の防止及び安全の確保のために連携が必要と認められる事案

(イ) 事案の内容等から、児童生徒の問題行動等の防止のための連携した対応が必要と認められる事案

(2) 警察署から学校への連絡対象事案

ア 逮捕事案（報道発表しない事案については、捜査に支障のないものに限る）

イ 逮捕事案以外の犯罪・触法事案について、次の事由等により、学校と連携して早期かつ継続的に対応することが必要と認められる事案

(ア) 事案の内容が悪質な場合

(イ) 事案の原因、動機が、学校、交友関係にある場合

(ウ) 対象の児童生徒が、学校内外において粗暴行為を敢行する非行集団の構成員である場合

(エ) 同一非行に関わる対象の児童生徒が、複数に及ぶ場合

(オ) 対象の児童生徒の影響が、他の周辺児童生徒に及ぶ場合

(カ) 義務教育中の児童生徒にあつて、特に早期対応が必要と認められる場合

ウ 不良行為等を繰り返し、保護者の監護に服さないなど、ぐ犯性が強い事案

エ 児童生徒が犯罪等の被害に遭った事案で、被害者支援のため、特に連携が必要な場合

(3) 学校から警察署への連絡対象事案

次の事例等について、学校内外における児童生徒の問題行動等及び被害の防止並びに安全確保のため、警察との連携が必要な事案

- ア 学校が認知したいじめの中で、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、対象の児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合
- イ 生徒間暴力、対教師暴力等により、周囲の児童生徒及び教職員等が被害を負い、指導にも関わらず、周囲に危険が予測される場合
- ウ シンナーの吸引等の薬物乱用により、対象の児童生徒の生命の安全、及び周辺児童生徒に危険が予測される場合
- エ 暴走族等の構成員となり、対象の児童生徒の安全確保、及び周辺児童生徒の被害の防止のため、特に連絡が必要な場合
- オ 児童生徒が、連続して欠席し連絡が取れない中で、又は学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれのある場合